

E = Eメール HP = ホームページ(10ページ)に詳しい内容を掲載しているもの

※費用、申し込み方法の記載がない場合は、それぞれ無料、当日会場へ行く催しです

お知らせ  
の見方

趣味・教養

歴史

レジャー・スポーツ

子育て

暮らし

福祉

健康

保険・税金

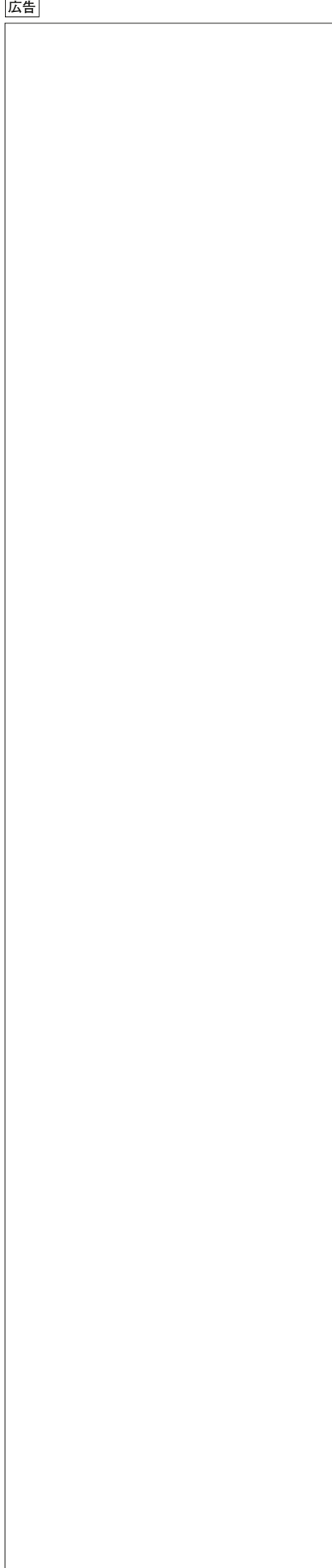
仕事

事業者向け

職員募集

その他

広告



タ1(西区二十四軒2の6)、  
③は東区民センター(東区北11東7)。  
対人工肛門・人工ぼうこうの方(②は20代〜50代の方)と家族など。  
問 身体障害者福祉協会(641) 8853

万7千600円。例外の場合あり。  
問 区役所(1階)の保健福祉課  
障がいのある方を対象としたパソコン講習  
内 各種コースあり。  
日 10月2日(月)〜11月30日(木) 全4回。  
所 身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。  
対 障がいのあるパソコン初心者の方6人。  
注 2千円。  
日 8月1日(火)から区役所などで配布する申込書を、10月開催分は8月31日(木)、11月開催分は9月29日(金)いずれも必ず着まで。(抽選)  
問 障がい福祉課(211) 2936

8月診療分から変更となります。詳しくは、7月下旬に送付した受給者証の同封文書を確認してください。  
対 住民税課税世帯で①重度心身障がい者医療費かひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの小学生以上の方、②子ども医療費助成受給者証をお持ちの小中学生。  
負担金額①は入院月額5万7千600円、入院外月額1万4千円(各医療機関3千円。ただし院内処方6千円)、世帯入院外月額14万4千円、②は入院5

現在、特別児童扶養手当を受けている方には所得状況届などを、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受けている方には現況調



査書などを、8月上旬までに送付します。期間内に届け出がない場合、8月分以降の手当が支給されません。  
問 区役所(1階)の保健福祉課

不妊に関する講話・交流会

日 9月11日(月)13時30分〜15時  
所 不妊専門相談センター。  
対 不妊治療を始める方と治療中の方20人。  
申 〆、FAX、直接。上欄必要事項を記入し、8月14日(月)から不妊専門相談センター(中央区大通西19WEST19内、(622)4500、FAX(622)7221)へ。(先着)  
問 健康企画課(622)4500

家庭医学講座

内 子どものぜんそくと食物アレルギー。個別相談あり。

日 8月19日(土)13時30分。  
所 医師会館(中央区大通西19)。  
問 健康企画課(622)5151

市民医療フォーラム  
内 健康寿命がテーマの講話など。  
日 8月26日(土)13時〜15時30分。  
所 わくわくホリデーホール(中央区北1西1)。  
定 千500人。  
申 FAX、HP、直接。上欄必要事項を記入し、8月11日(祝)から同事務局(中央区大通西19医師会館内、FAX(643)1511)へ。(先着)  
問 健康企画課(622)5151

呼吸リハビリ教室  
日 9月23日(祝)13時〜16時。  
所 対WEST19(中央区大通西19)。肺の健康に関心のある方、慢性呼吸器疾患のある方と家族など100人。  
申 8月14日(月)から北海道難病連(512)3233へ。(先着)  
問 健康企画課(622)5151

知っておこう!  
**がんの豆知識**

今回のテーマは **患者サロン**

**患者や支える方同士の交流の場**  
本人、家族など同じ立場の人が集まり、がんに関することをテーマを決めずに自由に語り合える場です。市立札幌病院を含めたがん診療連携拠点病院のほか、患者会などで定期的に開催されています。

**各サロン独自の多様な取り組み**  
交流会のほか、病状の変化や治療に関する講座、ヨガ教室などを開催。詳細を各病院HPなどで確認の上、ぜひ気軽にご参加ください。

問 市立札幌病院地域連携センター(726-2211)

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**高額介護合算療養費**

国民健康保険または後期高齢者医療制度では、同じ世帯かつ同じ制度の被保険者全員の1年間の医療保険と介護保険の自己負担額合計が下表の基準額を超えたときは、その超えた額を支給します。

区役所(1階)の保険年金課

所得区分	自己負担額の合計の基準額		
	国保・69歳以下	国保・70歳以上	後期高齢者
①住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方	67万円		
世帯の各加入者の所得から33万円を控除した金額の合計が			
②901万円を超える世帯	212万円		
③600万円を超え901万円以下の世帯	141万円		
④210万円を超え600万円以下の世帯	67万円		
⑤世帯全員が住民税非課税	34万円	31万円	
⑥⑤のうち、次のいずれかに該当する方。A)世帯全員が所得0円(公的年金等控除80万円として計算)、B)老齢福祉年金を受給	19万円		
①～⑥に該当しない方	60万円	56万円	

※平成28年8月～平成29年7月末の自己負担額を基に計算

8月以降、利用者負担段階

**介護保険**

費

△高額介護(予防)サービス  
入札期間競争売り(動産、自動車) 9月11日(月)、12日(火)、13日(水)、入札(不動産) 9月11日(月)～19日(火)。  
納税指導課(21) 2292、



**保険・税金**

区役所(1階)の保健福祉課

**税金**

△インターネット公表

△差し押さえた不動産、動産などを売却。  
申込期間 8月17日(木)～9月4日(月)。

**風しんの抗体検査**

日所 8月1日(火)～来年3月31日(土)。市内の指定医療機関。区内に居住し、過去に風しんの抗体検査や予防接種を受けておらず、病歴のない方で、妊娠を希望する女性、風しん抗体価が低い妊婦のパートナー。

が第4段階の方の月額負担額を3万7千200円から4万4千400円に引き上げます。ただし、世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯は年間44万6千400円の上限を設けます。詳しくはお問い合わせください。

控除について、平成31年度から適用範囲や控除額を見直します。

**市・道民税の申告を**

市・道民税の申告がない方で必要と思われる方に申告書を送付します。申告をお忘れの方は、市税事務所へ申告書を提出してください。また、1月1日現在、市外に居住している方が、市内に家族の住む住居などを有している場合や、居住区とは別の区に個人事業を行うための事務所を有している場合などは、均等割額の負担がありますので、該当する方は申告してください。

市税事務所(左下表)の市民税課  
△バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税を減額  
10年以上前に建築された住宅で、自己負担額が50万円を超える一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税が減額されます。対象は65歳以上の方、要介護認定か要支援認定を受けている方、障がいのある方が居住する住宅(貸家部分を除く)です。

工事完了後3カ月以内に、資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

**市税条例が改正されました**

個人市民税

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

配偶者控除及び配偶者特別

**市税事務所所在地・電話番号**

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		市民税課	固定資産税課	納税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3914	211-3918	211-3913
北・東区	北部(中央区北4西5アステイ45)	207-3914	207-3918	207-3913
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3914	802-3918	802-3913
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3914	824-3918	824-3913
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3914	618-3918	618-3913

**8/31(木)は市・道民税(第2期分)の納期限です**

納税に関するご相談は市税事務所納税課(左表)へ

△軽自動車税  
平成29年度及び平成30年度に新車登録した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車

△固定資産税  
一定の耐震改修や省エネ改修工事を行った住宅のうち、長期優良住宅の認定を受けた住宅に対する減額措置を創設します。

△固定資産税・都市計画税  
一定の企業主導型保育事業などの用に供する家屋などの課税標準の特例割合を3分の1とします。

△国民年金に未加入の方へ  
国民年金は、原則20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。厚生年金に加入している方を除き、未加入の方は、お住まいの区の区役所で手続きをしてください。

区内さまさまな分野で活躍する先輩起業家との交流会。  
日所 8月30日(木)10時～12時15分。  
所産業振興センター(17階)。  
対起業を目指す女性など40人。  
申起業をFAX、E。上欄必要事項を記入し、8月14日(月)から産業振興センター(820)3122、FAX(820)3220、E semina



**女性起業家交流会**



**仕事**

区役所(1階)の保険年金課

**国民年金**

車について、それぞれ翌年度の軽自動車税を軽減します。  
納税指導課(21) 2282、HP